

平成30年度 和光市男女共同参画年次報告書

令和元年10月

目 次

1 和光市の概況	1
(1) 人口・世帯	1
(2) 人口動態	3
(3) 結婚・離婚	4
(4) 教育	5
ア 小・中学校の状況	5
イ 中学校卒業後の進路状況	6
ウ 教育委員会の状況	7
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
(6) 女性相談	10
(7) 男女共同参画苦情申立て	11
(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況	11
(9) 女性の就労状況	13
(10) 保育園の状況	15
(11) 健康・福祉	16
(12) 社会参画	17
(13) 市職員の状況	20
ア 市職員の構成	20
イ 市職員における子育て制度の利用状況	22
2 第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況	24
(1) プラン施策体系	24
(2) 施策指標	27
(3) 施策の達成状況評価	28
(4) 施策体系別取組状況	28
ア 基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発	29
イ 基本目標2 あらゆる暴力の根絶	31
ウ 基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	33
エ 基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進	35
オ 基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	36

資 料

施策に基づく取組の実施状況	37
---------------	----

1 和光市の概況

(1) 人口・世帯

和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。

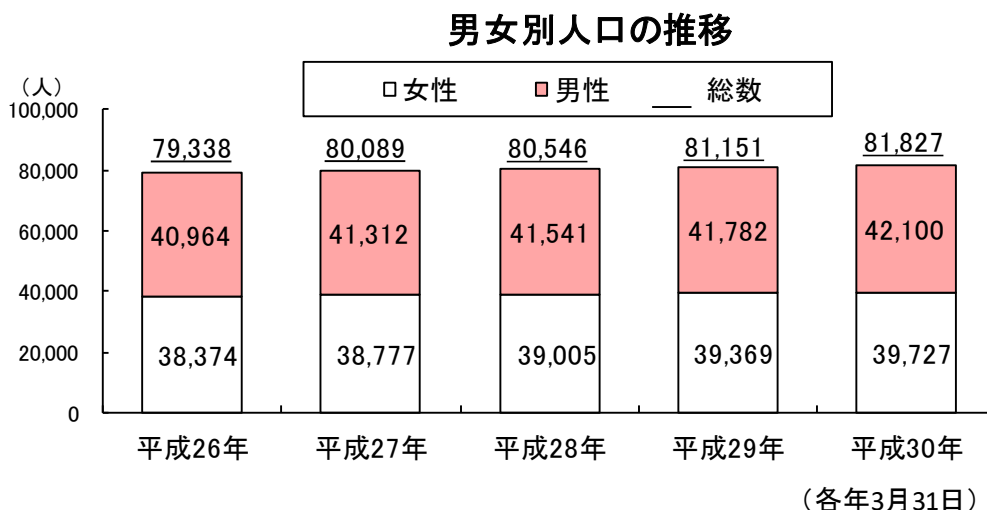
【※図表 1】

年齢3区分別では、平成30年は平成26年と比較して、15歳未満が90人の減少、15～64歳が950人の増加、65歳以上が1,629人の増加となっています。【※図表2】和光市の平成30年3月31日現在の年代別男女別人口を人口ピラミッドに表すと、「星型」となっており、15歳未満と65歳以上の人口が少なく、15～64歳の人口が多い都市型であることがわかります。【※図表3】

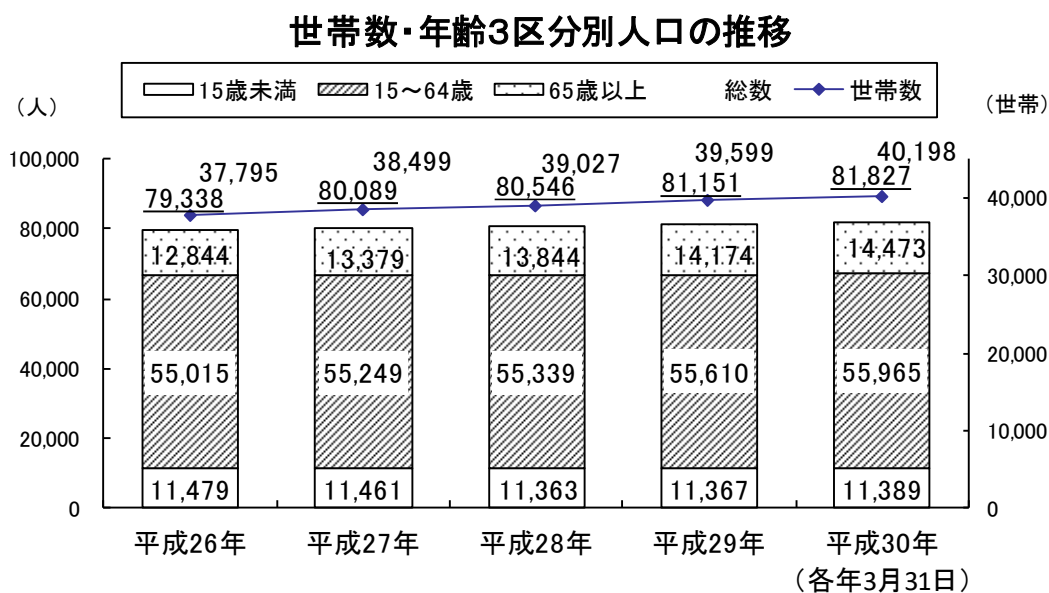
なお、平成31年1月現在、市内の平均年齢は41.4歳で前年に比べて0.1歳上昇していますが、県内では戸田市に次いで低い状況を維持しています。また、和光市の外国人登録者数は各年ごとに増減していますが、全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。

【※図表 4】

【図表 1】

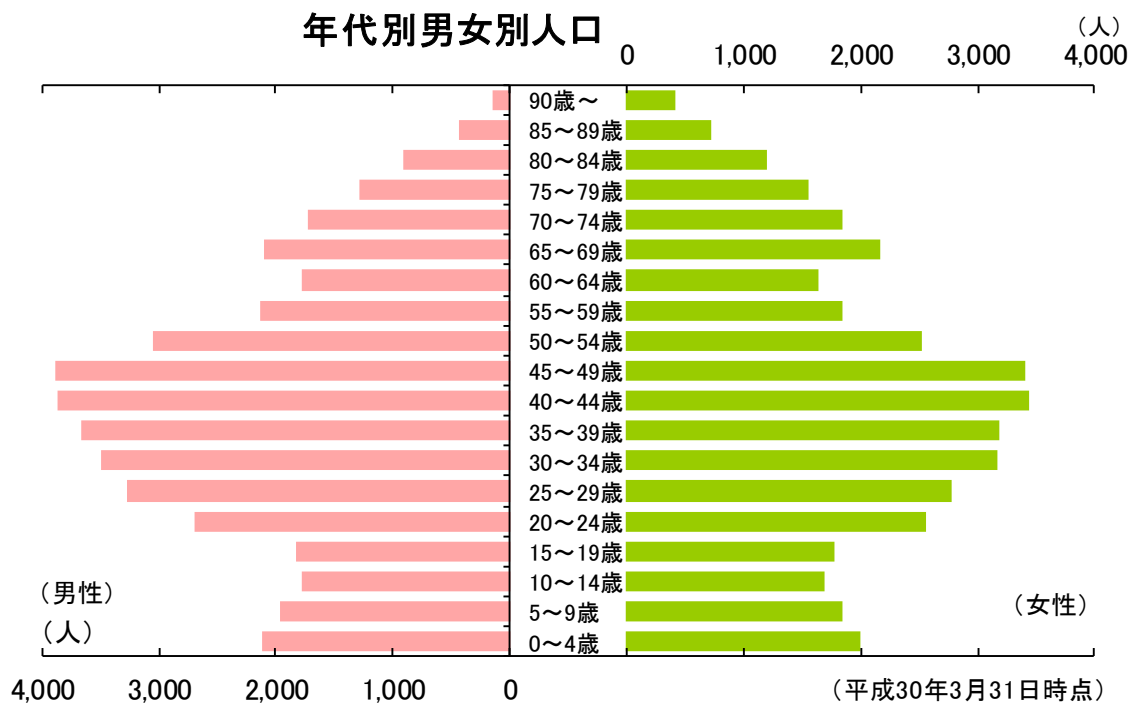


【図表 2】



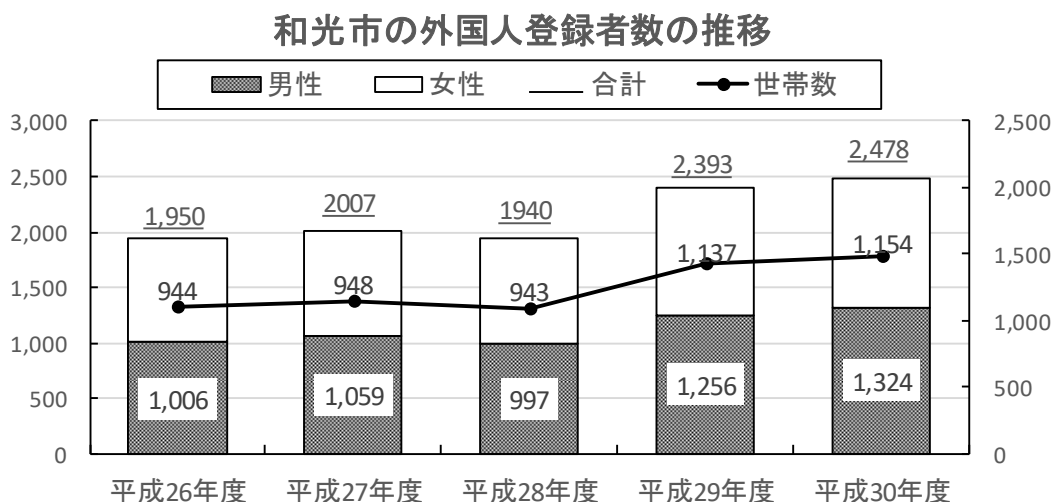
資料：戸籍住民課

【図表3】



資料：戸籍住民課

【図表4】



資料：戸籍住民課

(2) 人口動態

平成29年の和光市の出生数は、前年に比べて35人減少しています。合計特殊出生率（※注1）は減少し、埼玉県より低くなっています。【※図表5】

和光市の人口動態（※注2）の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、平成25年度以降増加を示しており、その増減数は減少傾向にありましたが、平成28年度は前年に比べて増加しています。また、出生・死亡による自然動態増減は、過去5年間は増加を示しており、その増加数は前年度と比べて減少となっています。【※図表6】

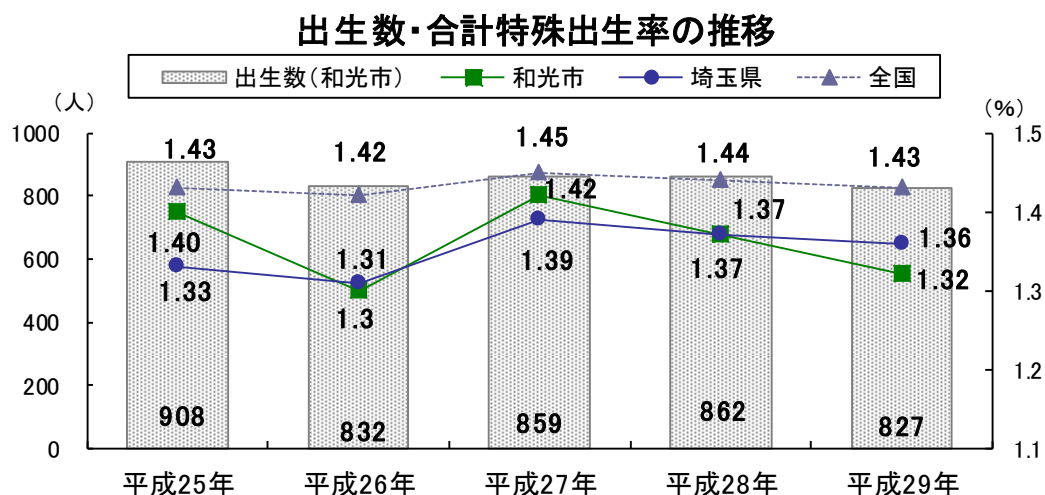
※注1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

※注2 人口動態

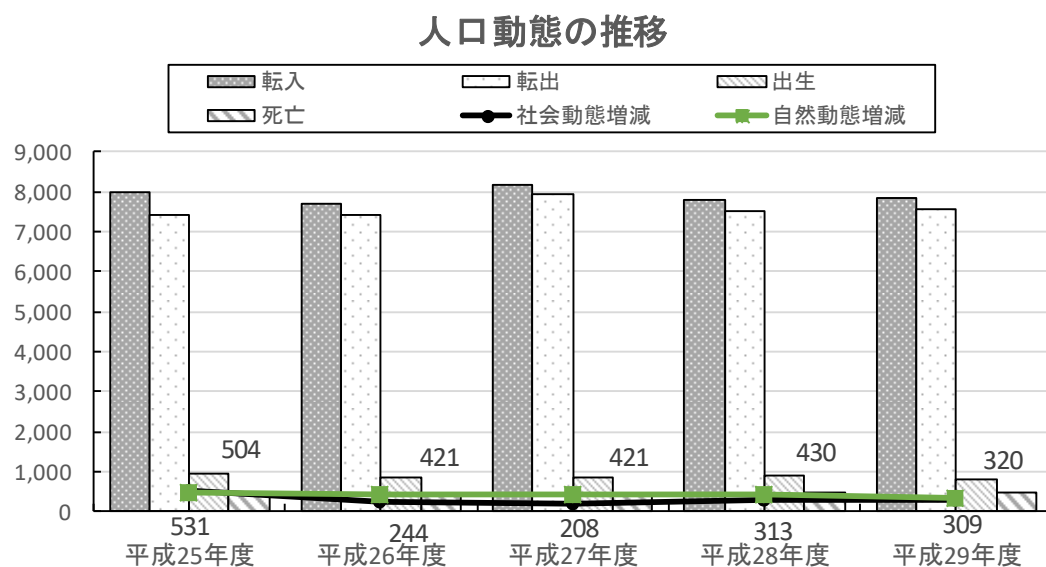
ある一定期間中における人口の変動のことです。出生、死亡、流入、流出などがその要因で、自然増加は出生数と死亡数の差、社会増加は流入（転入）数と流出（転出）数の差を指します。

【図表5】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

【図表6】



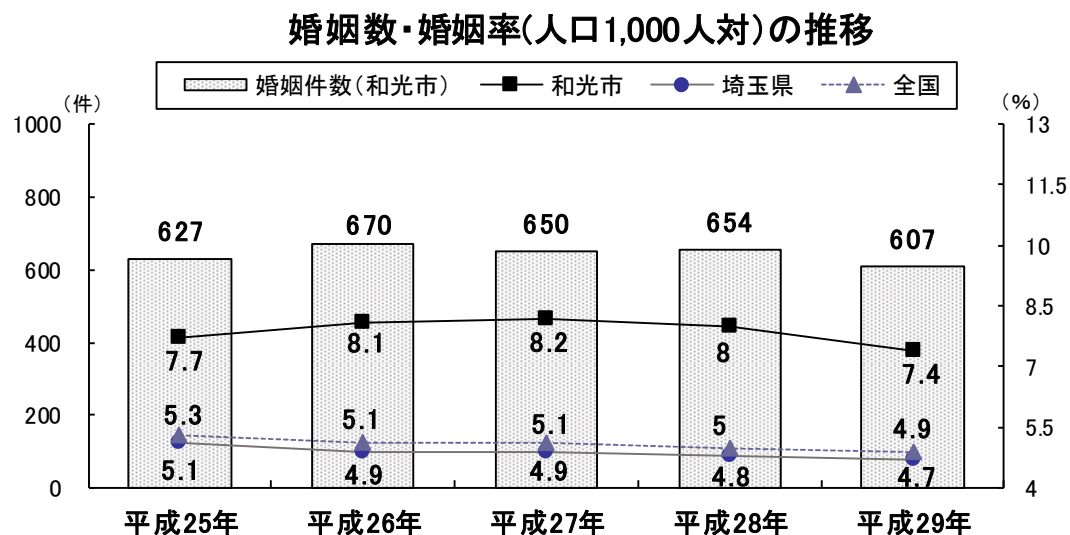
資料：統計わこう（戸籍住民課）

(3) 結婚・離婚

平成29年の和光市の婚姻件数は前年に比べて47件減少していますが、婚姻率は、過去5年間を通して埼玉県及び全国の値を大きく上回っている状態が続いています。【※図表7】

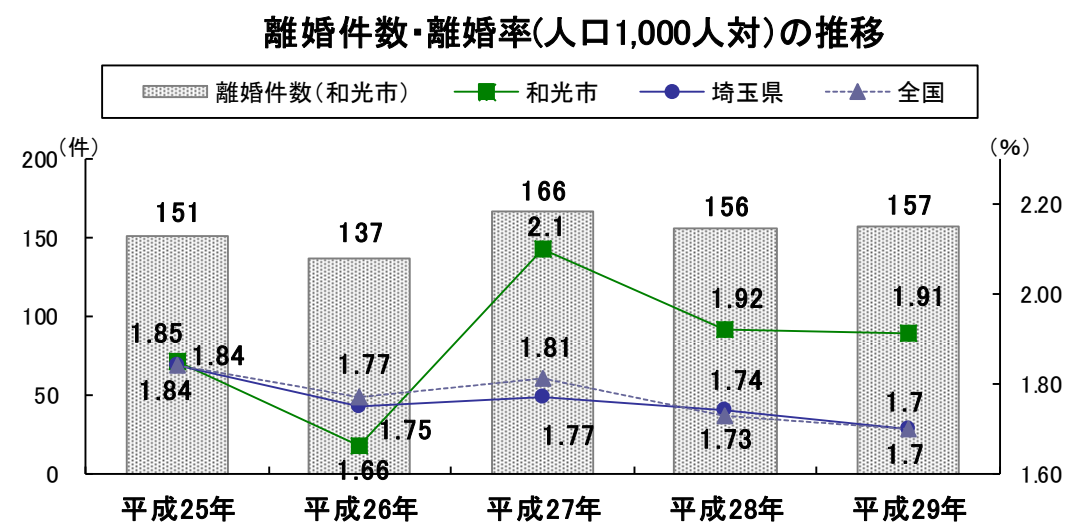
一方、離婚件数は、前年に比べて1件増加しており、離婚率は、埼玉県及び全国の値を上回っています。【※図表8】

【図表7】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保険医療政策課）

【図表8】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保険医療政策課）

(4) 教育

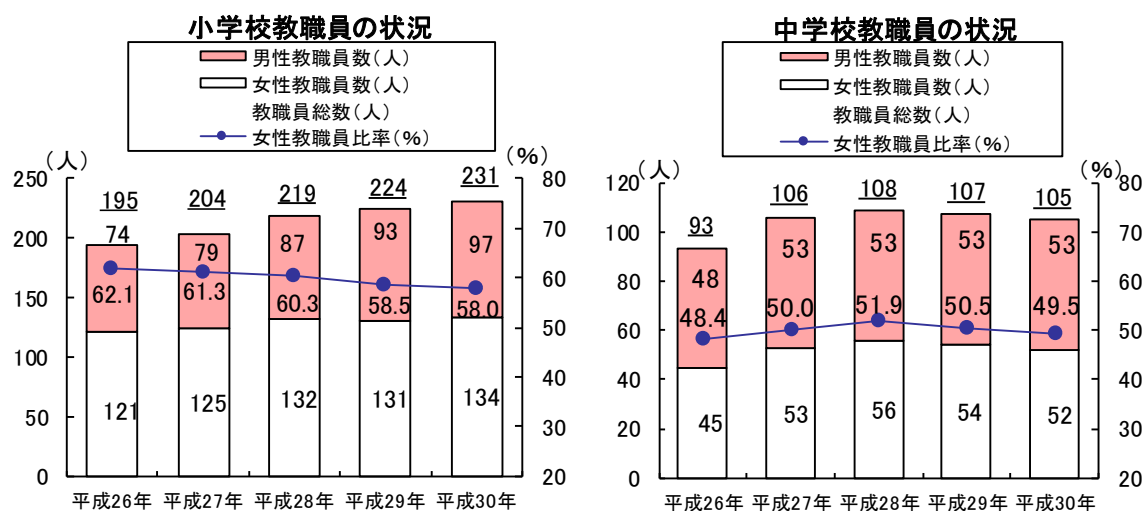
ア 小・中学校の状況

平成30年4月1日現在の市内小学校の女性教職員比率が50%を超えていますが、中学校では、49.5%となりました。小学校の女性教員数は増加していますが、全体の教員数の増加数に比べて女性教員数の増加が少ないため、女性教員数比率は下降する傾向にあります。【※図表9】

管理職教員の状況では、小学校では平成28年まで女性の管理職教員の比率が下降していましたが、平成30年は前年に比べ2名増加しています。一方、中学校では前年から1名減少し、女性の管理職が0名となっています。【※図表10】

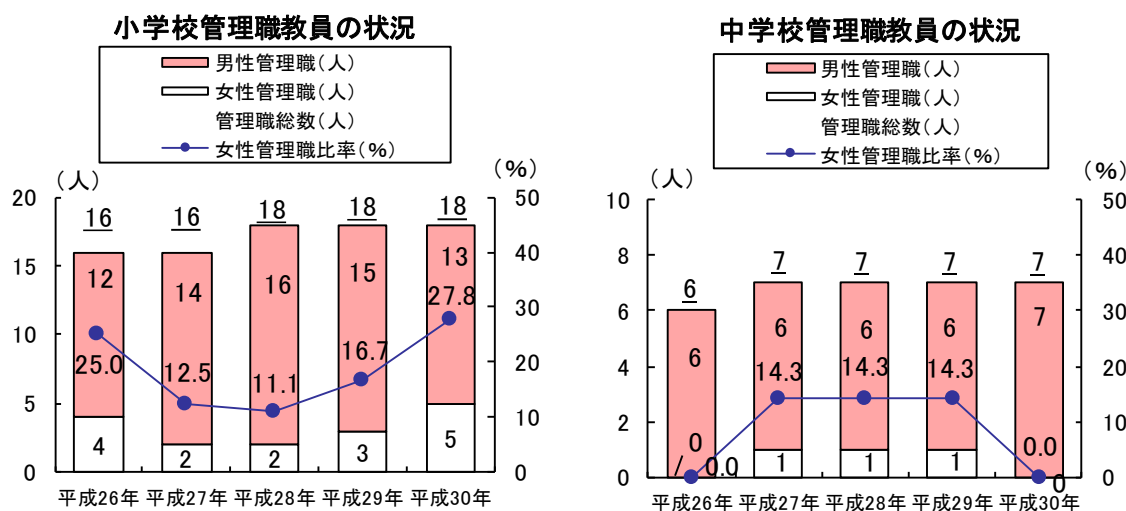
また、国内の教員全体に占める女性の割合は、小学校で62.2%（前年比+0.1%）、中学校で43.1%（前年比+0.1%）となっています。管理職教員に占める女性の割合は、小学校で22.0%（前年比+0.7%）、中学校で9.0%（前年比+0.6%）となっており、上昇傾向ではありますが、和光市と同様に、教育段階が上がるにつれ管理職教員に占める女性の割合は低くなっています。【※図表11】

【図表9】



資料：学校教育課

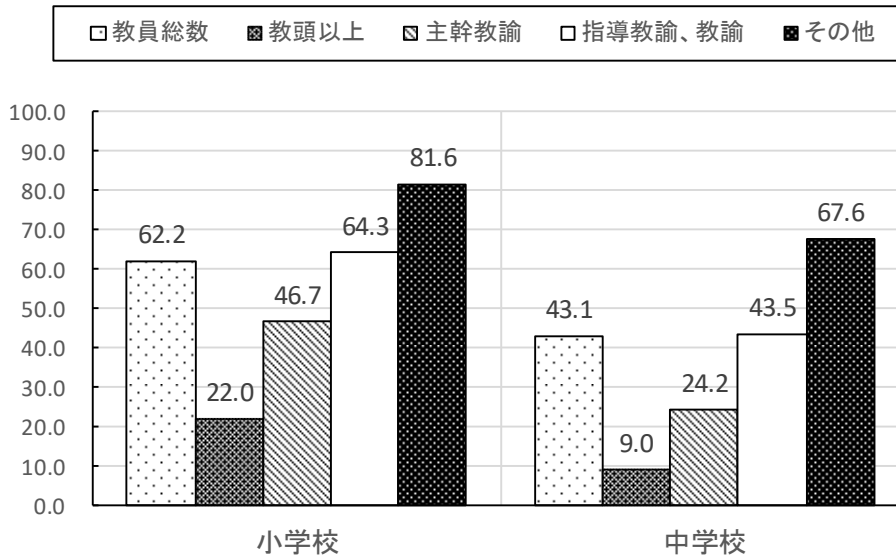
【図表10】



資料：学校教育課

【図表 1 1】

本務教員総数に占める女性の割合(教育段階別)



資料：内閣府男女共同参画白書（平成29年版）

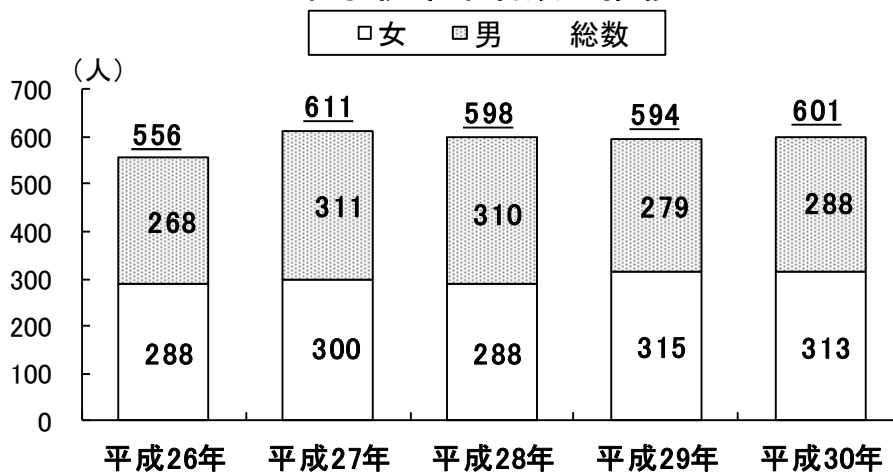
イ 中学校卒業後の進路状況

和光市の中学校卒業者に占める女子の人数は、1年毎に増減を繰り返しており、平成30年度は前年に比べ2人減少しています。【※図表12】

中学校卒業後の進路については、男子・女子ともに多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学しています。【※図表13】

【図表 1 2】

中学校卒業生数の推移



資料：学校教育課

【図表13】

中学校等卒業後の進路状況

					平成28年度		平成29年度		平成30年度		
					男	女	男	女	男	女	
進学者	高等学校等	全日制	県内	国立	3	5	2	1	2	3	
				公立	157	173	150	155	154	150	
				私立	67	42	78	62	61	55	
				計	227	220	230	218	217	208	
			県外	国立	0	1	0	0	1	0	
				公立	2	1	5	0	3	3	
				私立	63	53	58	51	77	58	
				計	65	55	63	51	81	61	
			計		292	275	293	269	298	269	
		定時制				5	1	5	2	2	3
		通信制				7	9	11	7	5	13
		中等教育学校 後期課程				0	0	0	0	0	0
		高等学校別科				0	0	0	0	0	0
		高等専門学校				0	0	1	0	0	0
		特別支援学校				0	2	3	1	7	1
		合計				304	287	313	279	312	286
高 以 外 学 校	専修学校等(注1)				1	0	0	0	0	1	
	就職者				0	0	0	0	0	0	
	その他(注2)				5	1	2	0	1	1	
	合計				6	1	2	0	1	2	
計					310	288	315	279	313	288	

注1 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等

注2 進学希望、就職希望、海外進学、国内無認可校、一時的な仕事、家事手伝い、
進路未定、不祥・死亡

資料：学校教育課

ウ 教育委員会の状況

和光市の教育委員会では、平成30年10月現在、教育委員長及び委員5人のうち女性委員は2人です。(前年と変わらず)

(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）

和光市のDVに関する相談機能は、平成29年1月1日付け組織改正により、総務人権課（旧人権文化課）から地域包括ケア課へ移管しました。この組織改正に伴い、社会援護課（旧社会福祉課）、子どもあんしん部（旧こども福祉課）、保健センターでのDV相談機能も地域包括ケア課に集約されました。市内のDV相談機能別の相談件数は、地域包括ケア課が最も多く、次いで市民活動推進課が多くなっています。【※図表14】

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。【※図表15】また、埼玉県全体のDV相談件数は、平成28年度に相談件数が減りましたが、平成29年度は前年に比べて986件増加しています。平成30年度ではそのうちの約80%が市町村での相談受付となっており、DV相談の件数が増え続ける中、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。【※図表16】

【図表14】

DV相談件数(延べ)

※旧人権文化課										※旧こども福祉課		3月31日現在	
	市民活動推進課	社会援護課		総務人権課		ネウボラ課		保健 センター	学校 教育課	延べ総数			
	女性相談	相談件数	保護人数	相談件数	保護人数	相談件数	保護人数						
平成26年度	27(12)	4(3)	1	27(18)	1	36(32)	0	69(6)	0(0)	163(71)			
平成27年度	25(8)	2(2)	0	21(13)	0	34(34)	0	24(7)	0(0)	106(64)			
	市民活動推進課	地域包括ケア課							学校 教育課	延べ総数			
	女性・法律相談	相談件数			保護人数								
平成28年度	12(6)	36(13)			1			0	46(16)				
平成29年度	6(4)	59(24)			2			0	63(26)				
平成30年度	17(10)	57(19)			0			0	69(24)				

件数（延べ人数） 人数（実人数）

※ 保護人数

被害者が加害者からの暴力や追及から逃れるため家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、施設に一時的に保護した被害者の人数を示します。

資料：市民活動推進課、地域包括ケア課、学校教育課

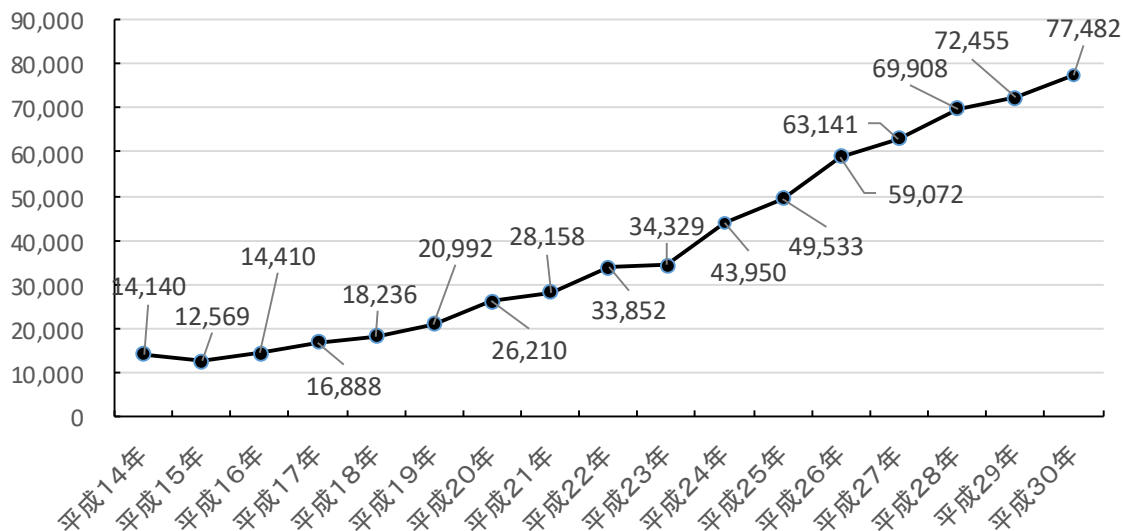
平成29年1月1日付け組織改正により、旧人権文化課のDV相談機能及び旧こども福祉課の相談支援担当が地域包括ケア課に移管しました。

また、保健センターの母子保健機能はネウボラ課に移管されましたが、相談支援となるケアマネジメントは地域包括ケア課に集約され、従来の区分では相談件数が重複することになります。そのため、平成28年度から地域包括ケア課のDV相談件数は、社会援護課、旧人権文化課、旧こども福祉課、保健センターの相談件数を合算した数とします。

市民活動推進課によるDV件数は、平成27年度までは女性相談のみの件数でしたが、平成28年度から女性相談と法律相談を合算した相談件数とします。

【図表15】

配偶者からの暴力事案等への相談等状況



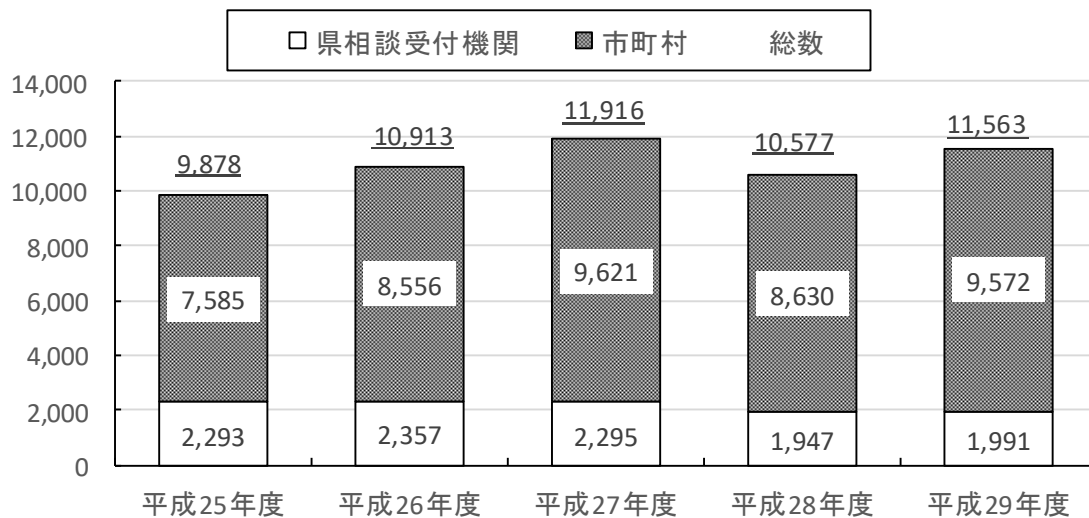
注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

資料：警察庁

【図表16】

県全体でのDV相談件数



資料：埼玉県DV防止基本計画（埼玉県男女共同参画課）

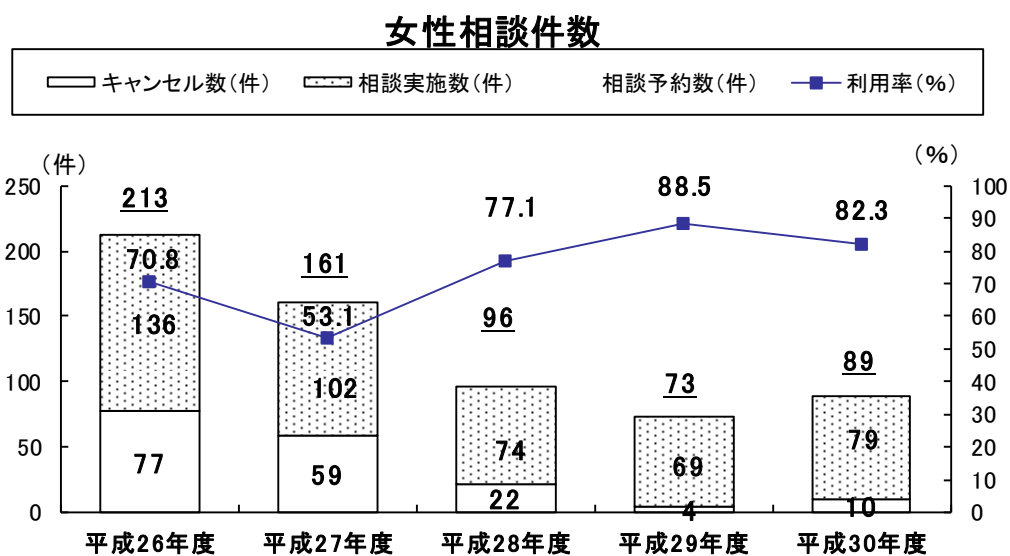
（６）女性相談

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第２、４火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談の実施件数は、平成２８年度に１００件を下回りました。【※図表１７】

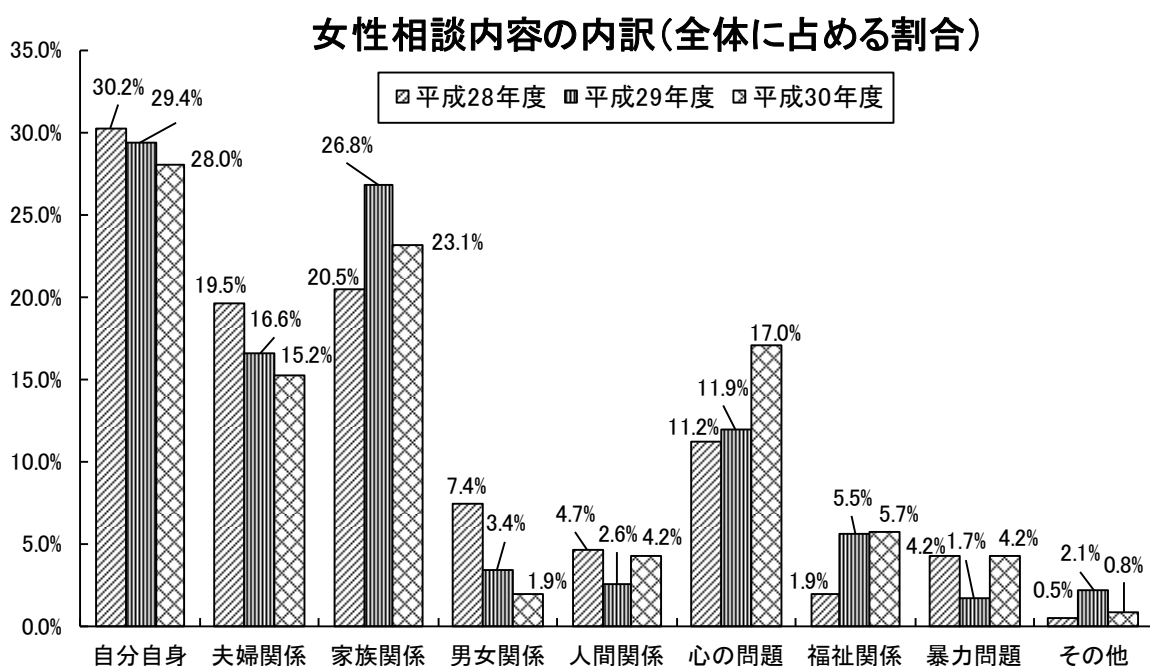
なお、女性相談内容の内訳は、「自分自身」に関すること（性格、生きがい、更年期、病気、生涯、妊娠出産、生き方等）が最も多く、次いで「家族関係」、「心の問題」、「夫婦関係」と続いています。平成３０年度の相談件数では、特に「心の問題」に関する相談の割合が増加しています。【※図表１８】

【図表１７】



資料：市民活動推進課

【図表１８】



資料：市民活動推進課

（７）男女共同参画苦情申立て

和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、平成１７年４月１日から男女共同参画苦情等処理の窓口を設置しています。市は、「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」についての苦情や、性別による差別的取扱い等、男女共同参画を阻害する人権侵害についての申立てを受けた場合、必要に応じて男女共同参画苦情等処理委員に調査を依頼し、その結果に応じて各種措置を行います。和光市の男女共同参画苦情等処理委員は、女性・男性各１人（大学教授、弁護士）です。

和光市では、申立て窓口の設置以降、平成３１年３月３１日現在で苦情申立件数は０件となっています。

（８）ひとり親家庭制度及び生活保護の状況

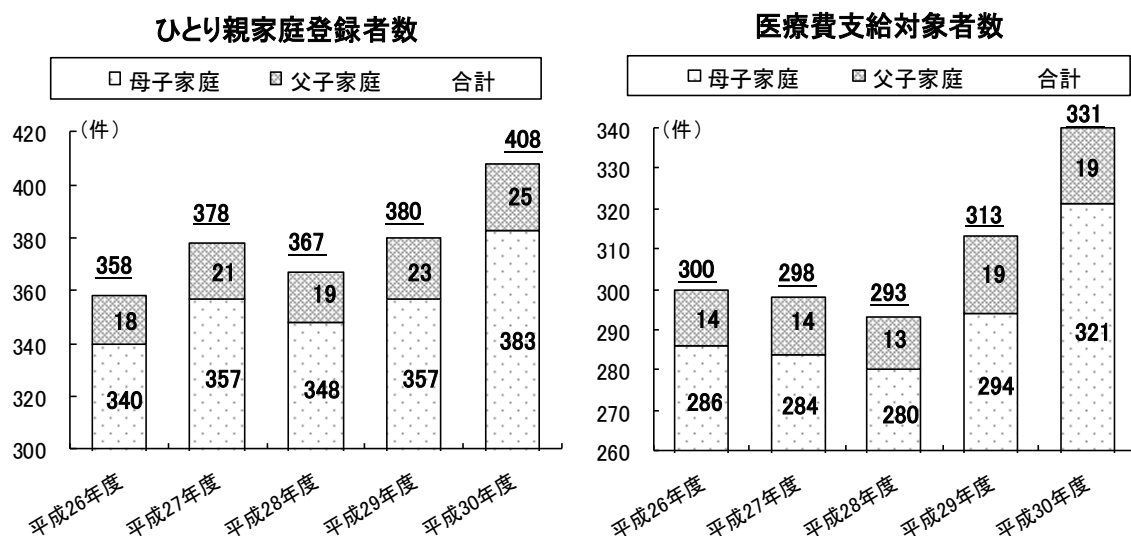
和光市のひとり親家庭制度の登録者数は、前年に比べ２８人の増加となっています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者数についても、前年に比べて１８人の増加となっています。いずれも、父子家庭よりも母子家庭の増加数が上回っています。【※図表１９】

児童扶養手当の支給対象者は、平成２６年度以降横ばい傾向にありましたが、平成２９年度から増加しています。支給事由のうち最も多いのは「離婚」で、次いで「未婚」となっています。【※図表２０】

また、平成２９年度の生活保護法による被保護世帯は、前年度に比べて２１世帯増加しています。単身世帯、２人以上の世帯ともに前年度に比べて約４％増加しています。【※図表２１】

なお、被保護世帯のうち、母子世帯の占める割合は前年度とほぼ変わりなく、全体の約３．３％となっています。【※図表２２】

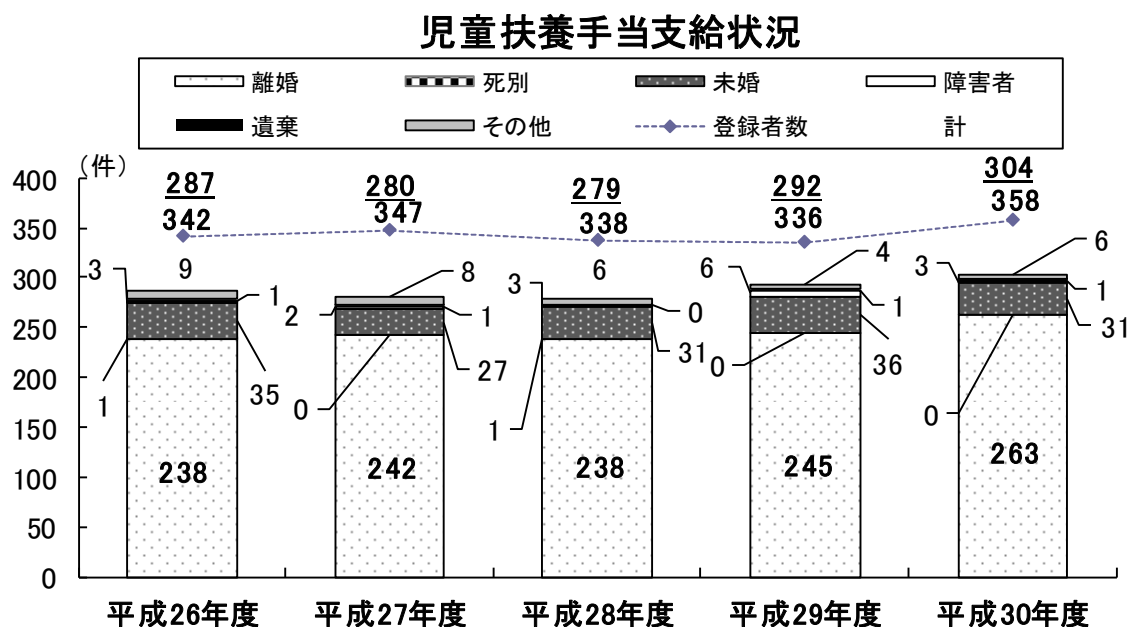
【図表１９】



(３月３１日現在)

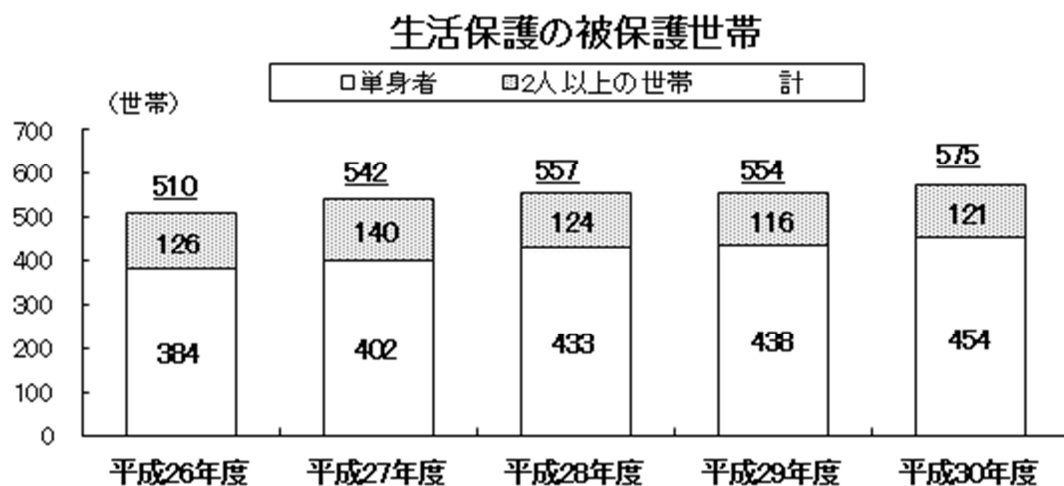
資料：ネウボラ課（旧こども福祉課）

【図表20】



資料：ネウボラ課（旧こども福祉課）

【図表21】



資料：社会援護課

生活保護世帯の内訳

【図表22】

	単身世帯					2人以上の世帯							計
	世高齢 帯者	世障害 帯者	世傷病 帯者	世その 帯他	合 計	世高齢 帯者	母子 世帯	父子 世帯	世障害 帯者	世傷病 帯者	世その 帯他	合 計	
平成26年度	227	35	45	77	384	44	16	2	8	12	44	126	510
平成27年度	239	38	47	78	402	46	21	2	8	13	50	140	542
平成28年度	276	40	44	73	433	43	21	2	5	11	42	124	557
平成29年度	282	40	52	64	438	42	20	1	6	13	34	116	554
平成30年度	289	46	58	61	454	48	19	2	9	9	34	121	575

各年度末3月31日現在

資料：社会援護課

(9) 女性の就労状況

日本の女性の労働力率(※注1)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く(又は働く意思を持つ)女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。【※図表23】

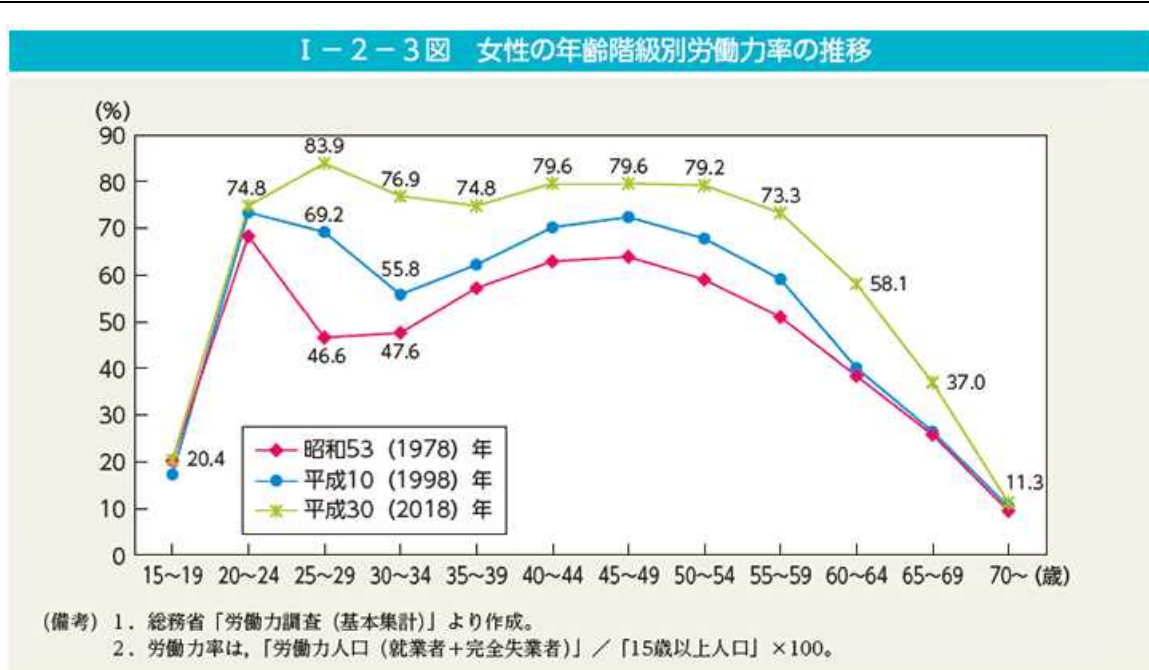
和光市においてもM字カーブは浅くなってきていますが、M字カーブの底に当たる年齢階級(35～39歳)での労働力率は67.4%と、全国の同年齢階級での労働力率72.7%に比べて約5%低くなっています。【※図表24】

なお、総務省統計局の「労働力調査」によると、女性の就業希望者は237万人いると予測されています。求職していない理由としては依然として「出産・育児のため」が多く、仕事と出産・育児の両立が難しい現状を表しています。【※図表25】

※注1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口とは、就業者と完全失業者(仕事はなかったが、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた又は求職活動の結果を待っている者)を合算した人数です。つまり、労働力率とは人口に占める就業意思を持つ人の割合を示します。

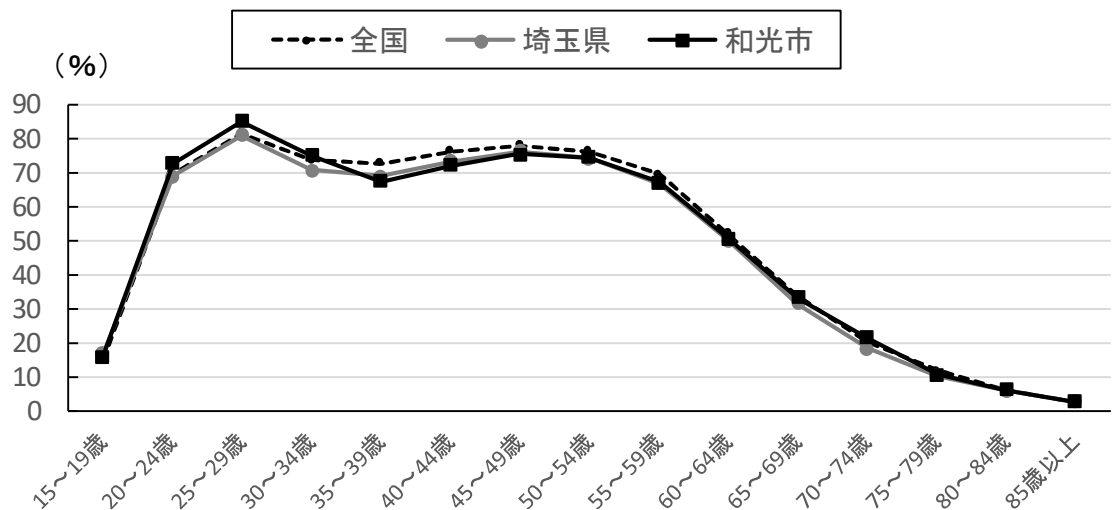
【図表23】



資料：内閣府男女共同参画白書

【図表24】

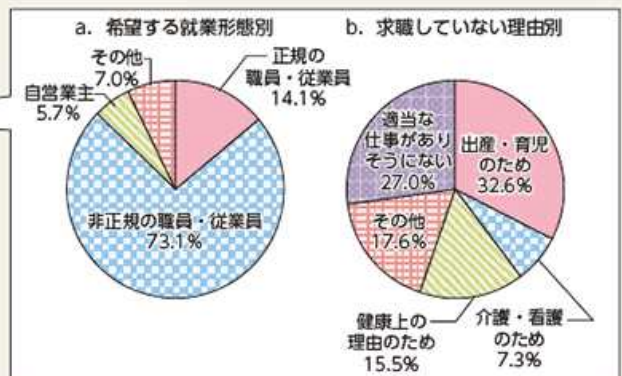
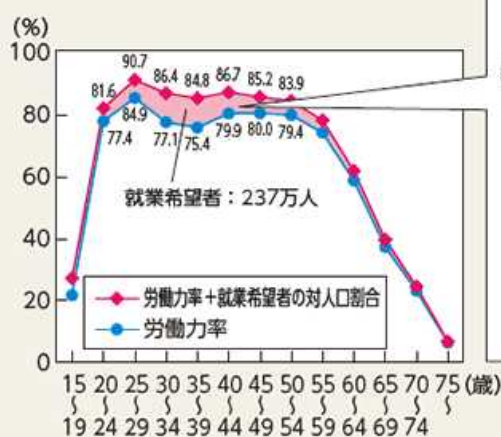
女性の年齢階級別労働力率(平成27年度)



資料：総務省統計局（国勢調査）

【図表25】

I-2-9 図 女性の就業希望者の内訳 (平成30 (2018) 年)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成30年)より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、(「労働力人口」+「就業希望者」) / 「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

資料：内閣府男女共同参画白書

(10) 保育園の状況

和光市内の保育園は、平成27年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」により、平成30年度も待機児童解消に向けた基盤整備が続いています。

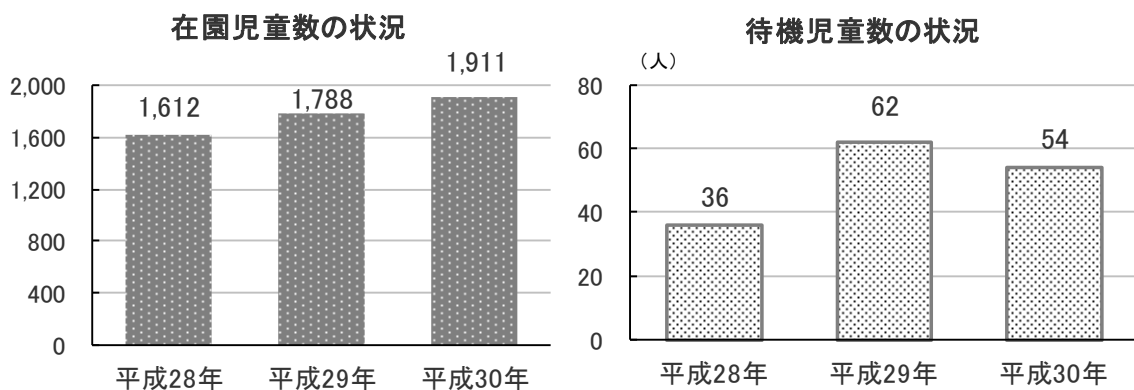
平成30年4月には、小規模保育事業所（※注1）が3箇所新設されました。これにより、平成30年の市内保育園の在園児童数は、前年に引き続き増加しており、待機児童数は前年に比べて8人減少しています。【※図表26】

また、市内保育園における一時保育・休日保育・病後児保育の合計利用数は平成28年をピークに減少していますが、休日保育利用者数は、前年は、前年に比べて約100人増加し、病後児保育の利用者は33人増加しました。働き方の多様化が進んでいると考えられます。【※図表27】

※注1 小規模保育

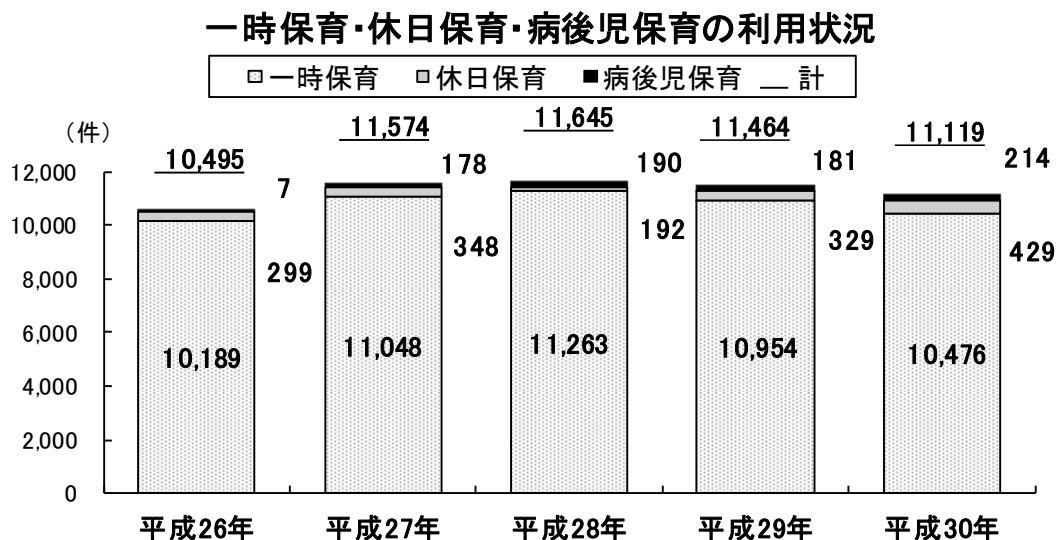
0～3歳未満児を対象とした、小人数で行う保育のことです。近年、都市部で多く事業所が設置されています。

【図表26】



資料：保育サポート課（旧こども福祉課）

【図表27】



資料：保育サポート課（旧こども福祉課）

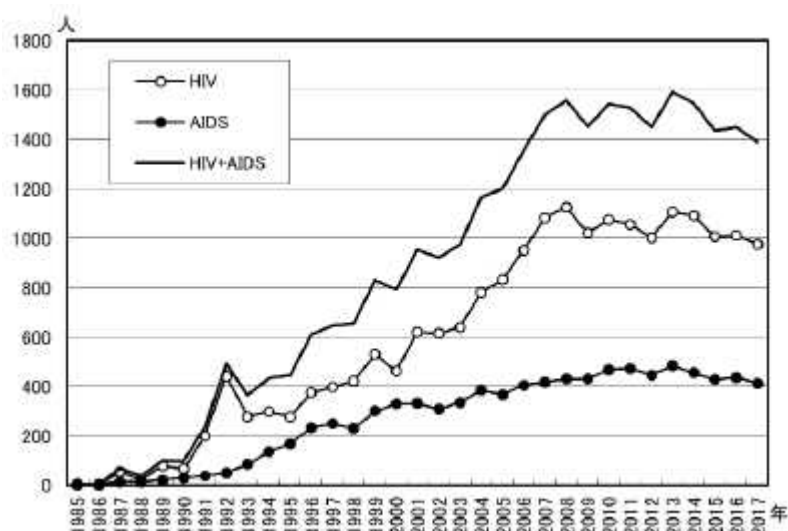
(11) 健康・福祉

厚生労働省エイズ動向委員会によると、平成29年に報告された日本国籍のHIV感染者数の内訳は、男性802人、女性22人となっています。また、日本国籍のAIDS患者数の内訳は、男性348人、女性21人となっています。【※図表28】

年齢階級別の新規HIV感染者の罹患率では、平成29年も25-29歳に占める割合が高い傾向が続いています。【※図表29】

【図表28】

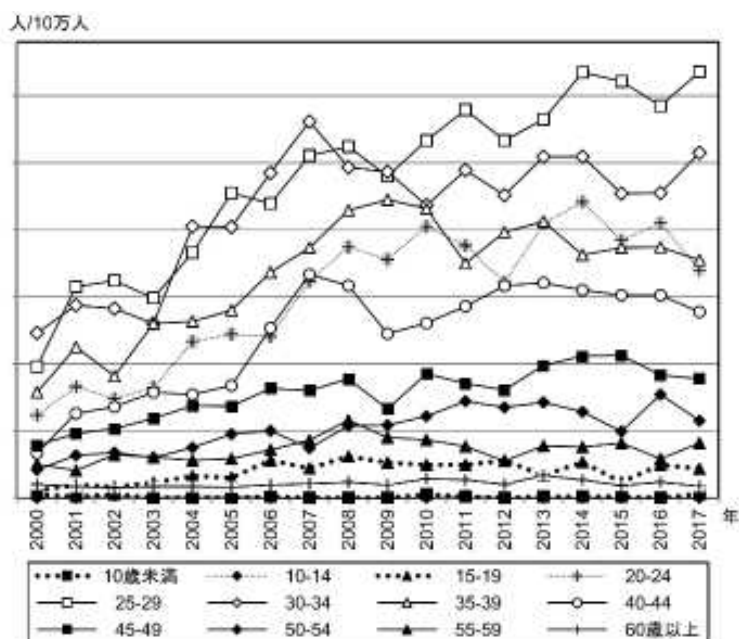
新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数の年次推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会

【図表29】

年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会

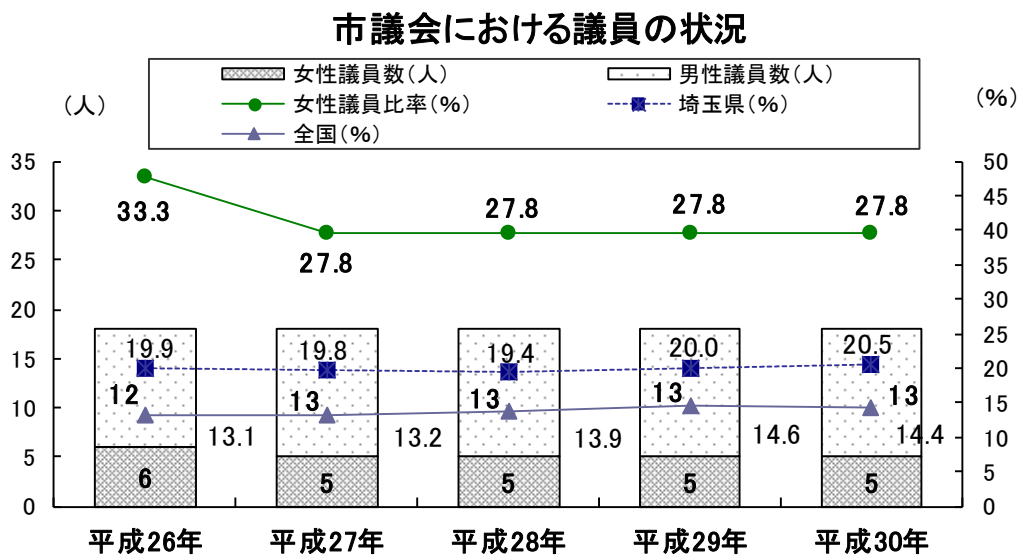
(12) 社会参画

和光市議会の議員に占める女性の割合は、前年と変わらず27.8％であり、引き続き埼玉県や全国の割合を大きく上回っている状況が続いていますが、その割合は過去5年間で下降し、横ばい傾向にあります。【※図表30】

内閣府の男女共同参画白書によると、地方議会における女性議員の割合は都市部で高くなっていることが読み取れます。また、すべての議会で女性議員の割合が上昇しています。【※図表31】

また、平成30年4月1日時点で地方自治法に基づく審議会等は22件あり、この審議会等の委員に占める女性の割合は、35.4％となっています。この割合は埼玉県においては高いものの、全国と比較すると低く、前年に比べてその差は縮まっています。【※図表32】なお、埼玉県内で女性委員の比率が30％以上を占める市町村は、和光市を含め11市となっており、前年から2市の増加となりました。

【図表30】

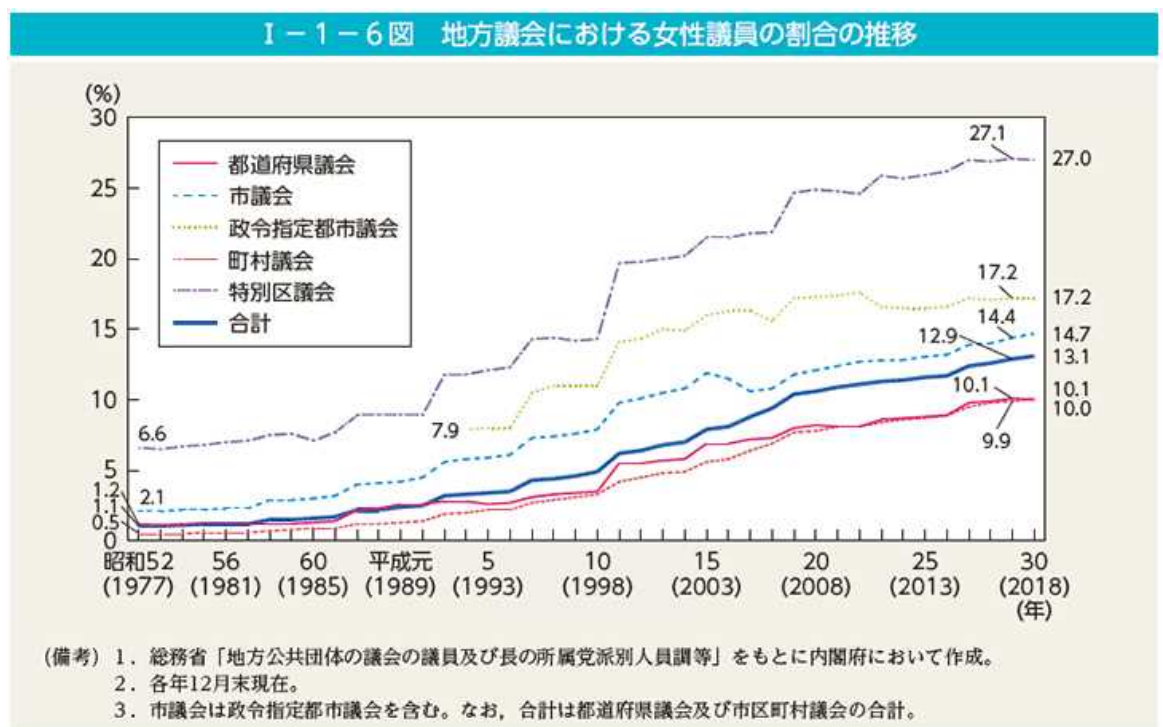


資料：議会事務局

男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）

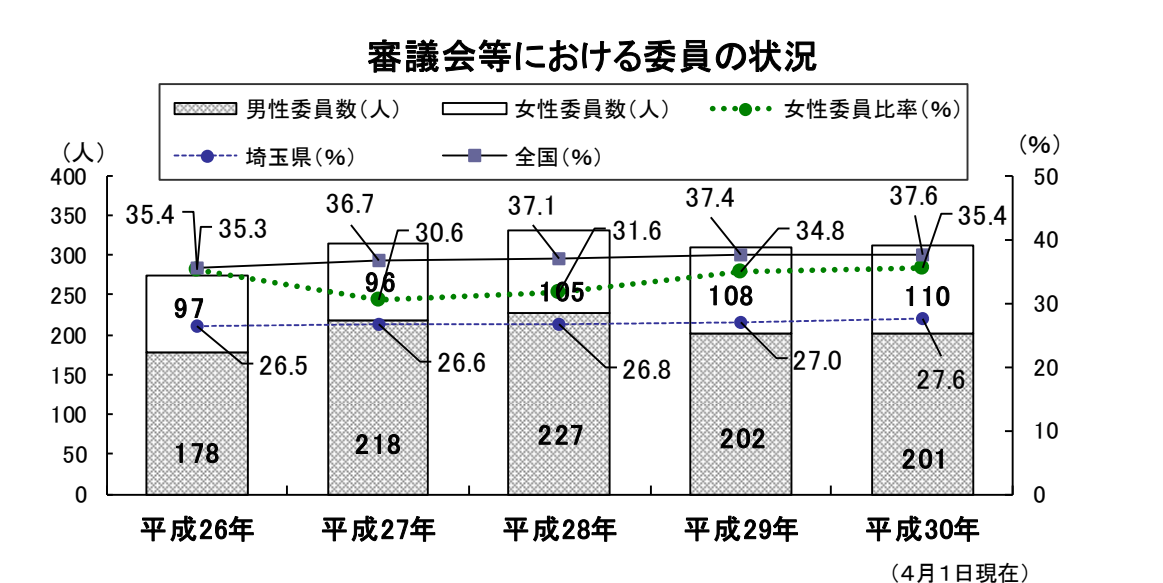
女性の政策決定参画状況調べ（内閣府）

【図表31】



資料：内閣府男女共同参画白書

【図表32】



資料：総務人権課

男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）

女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府）

男女共同参画に関する国際的な指数として、日本はHDI（人間開発指数）（※注1）が188か国中19位、GDI（ジェンダー開発指数）（※注2）が164か国中55位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）（※注3）が149か国中110位となっています。

HDIは前年よりも順位を下げましたが、GGIに関しては前年よりも4位順位を上げました。しかしながら、GGIについては、HDIやGDIに比べて著しく低くなっています。これは、健康や教育等人間開発の達成度では高い水準にありますが、政治や経済における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因です。【※図表33】

※注1 HDI（人間開発指数、Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のことです。具体的には平均余命、教育達成度、所得の変数から構成されています。

※注2 GDI（ジェンダー開発指数、Gender Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数の比率で示されます。

※注3 GGI（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）

経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、各国の実際の資源や経済力のレベルではなく、それが資源や機会としてどのように男女に配分されているか、男女の格差を示します。

【図表33】

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI

（人間開発指数）

19位／189か国

2017年

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.953
2	スイス	0.944
3	オーストラリア	0.939
4	アイルランド	0.938
5	ドイツ	0.936
6	アイスランド	0.935
7	香港	0.933
7	スウェーデン	0.933
-	-	-
19	日本	0.909

GDI

（ジェンダー開発指数）

55位／164か国

2017年

順位	国名	GDI値
1	フィリピン	1.000
1	フィンランド	1.000
3	ブルンジ	1.002
4	コロンビア	0.997
4	アルゼンチン	0.997
4	スロベニア	1.003
7	タイ	0.996
7	レソト	1.004
-	-	-
55	日本	0.975

GGI

（ジェンダー・ギャップ指数）

110位／149か国

2018年

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィンランド	0.799
-	-	-
110	日本	0.662

資料：内閣府男女共同参画局

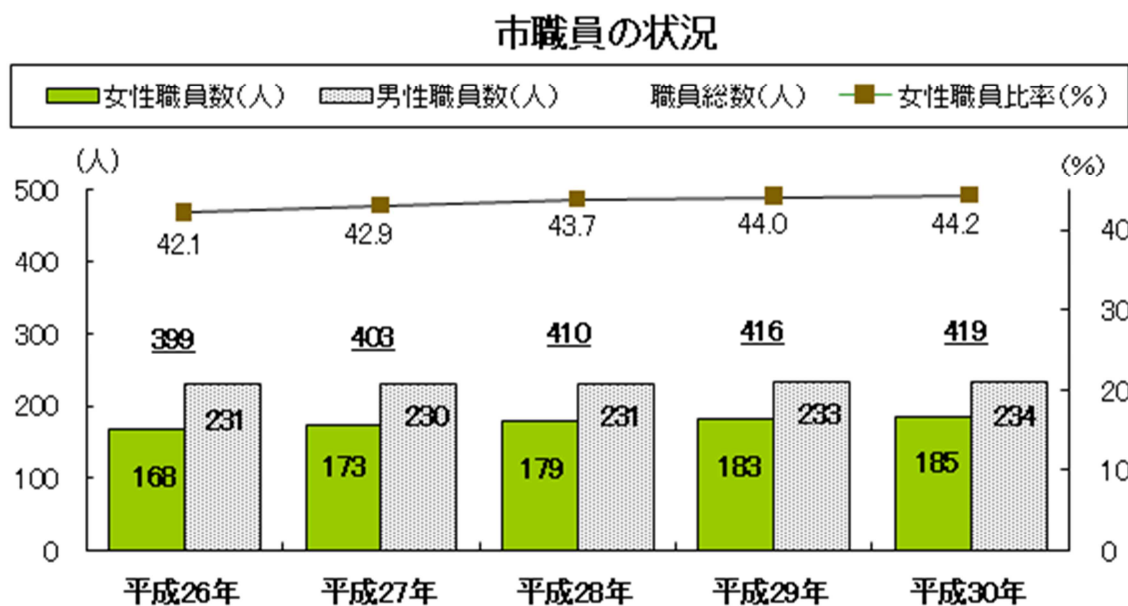
(13) 市職員の状況

ア 市職員の構成

和光市の職員の状況は、平成30年度に3名増えました。職員の総数に係る女性職員の比率は前年度よりも0.2%増えて44.2%となっています。【※図表34】一方で、市職員のうち、指導的立場（主査級以上）にいる職員の割合は、過去5年間上昇を続けています。【※図表35】

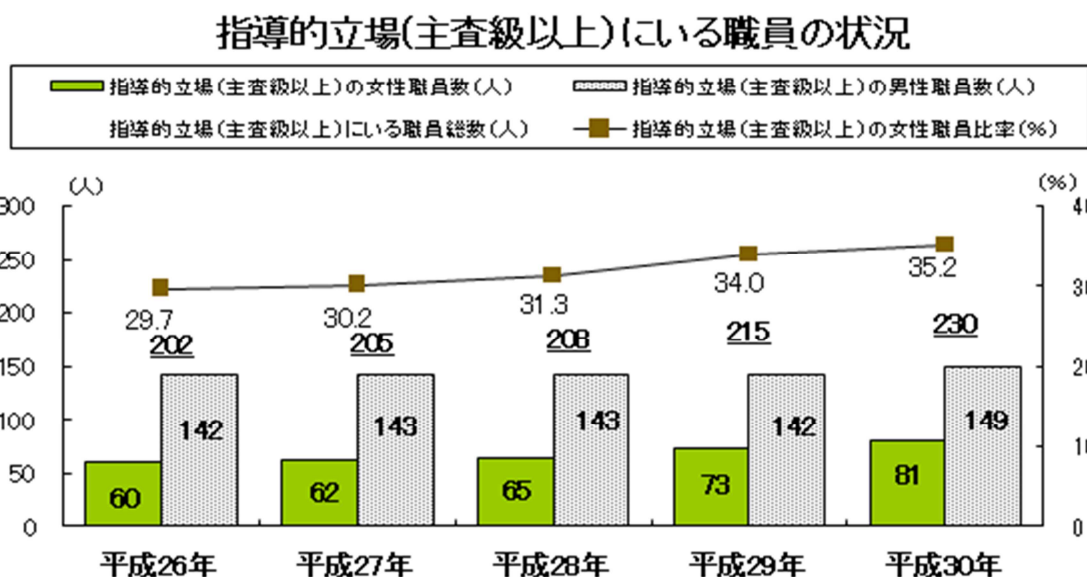
県内市町村における女性職員の割合に対して、和光市における割合は県平均を上回っています。また、同様に女性役付職員（係長級以上＝主査級以上）の割合についても、和光市における割合は県平均を上回っています。【※図表36】なお、課長相当職以上に占める女性の割合について、埼玉県は全国の市町村の平均14.7%を下回り、14.1%です。【※図表37】

【図表34】



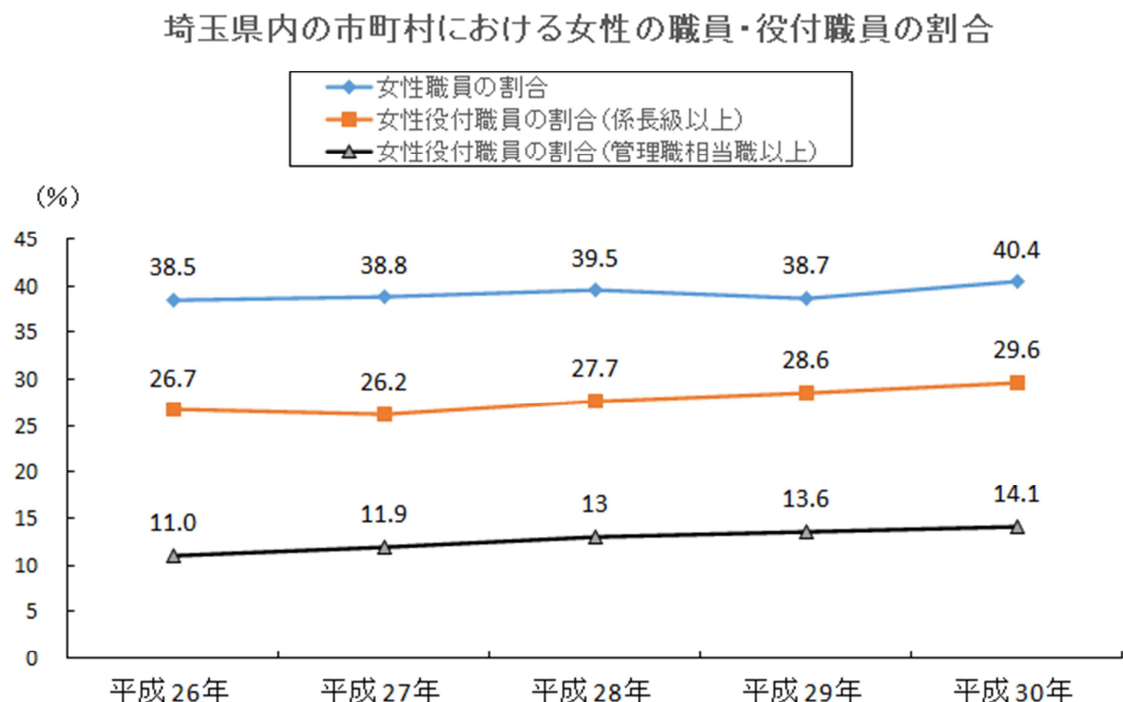
資料：職員課

【図表35】



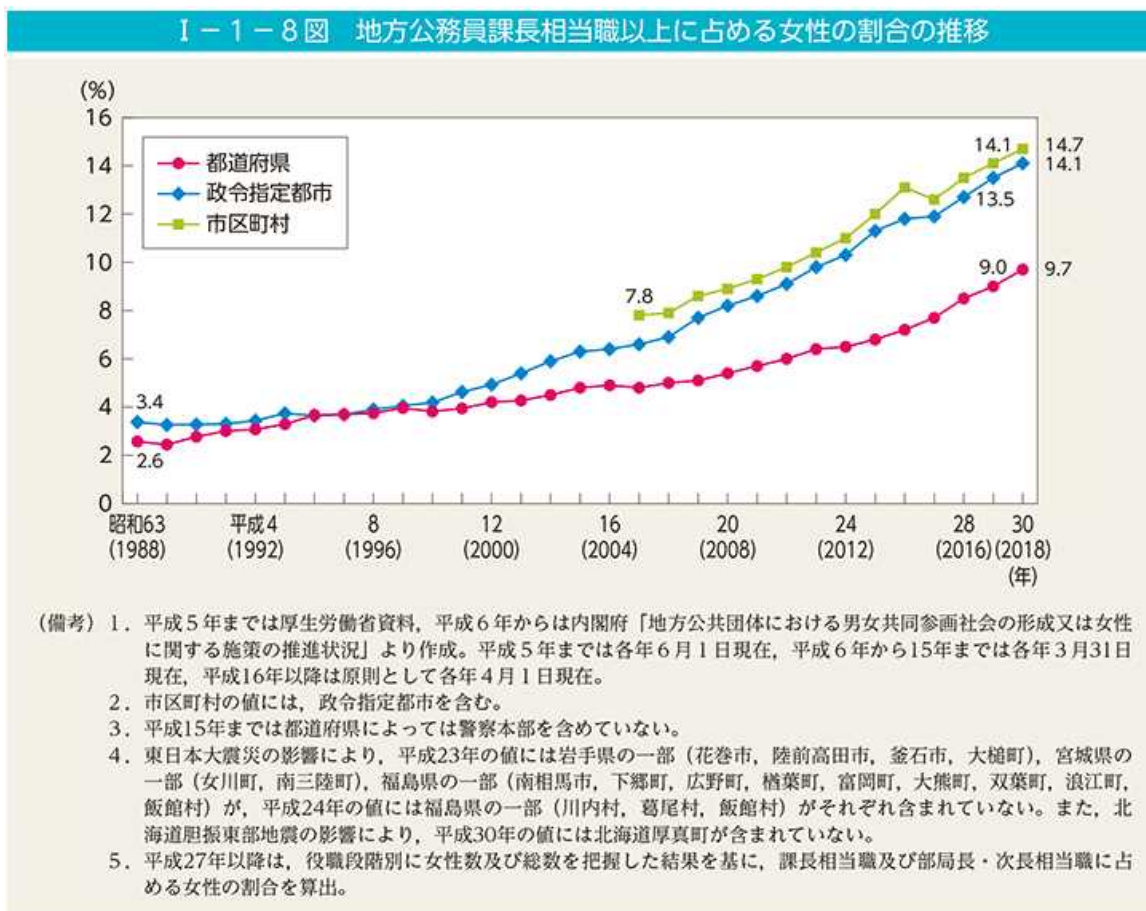
資料：職員課

【図表36】



資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）

【図表37】



資料：内閣府男女共同参画白書

イ 市職員における子育て制度の利用状況

現在和光市役所では、「子の看護等休暇」、「男性の育児参加休暇」、「育児時間休暇」、「育児休業」、「部分休業」の5つの子育て休暇制度を設けています。各制度の利用状況は、「子の看護等休暇」を除き、概ね例年通りとなっています。「子の看護等休暇」については、平成28年度から男女ともに利用者数が増え、平成30年度は男性の利用率が約4割となっています。また、男性の育児参加休暇取得者は5名と過去最高となっています。【※図表38】

一方、平成30年度における男性の育児休業の取得状況は、民間企業、地方公務員及び国家公務員の全国平均値と比較すると、和光市は14.3%と高い数値を示しています。なお、国家公務員は平成26年度から大きく数値を伸ばしています。【※図表39】

【図表38】

市職員における子育て休暇制度の利用状況

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注3) 育児時間休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平成26年度	29	23	-	1	1	1	25	1	12	1
平成27年度	8	12	-	1	3	0	28	3	12	1
平成28年度	41	21	-	2	5	0	28	1	16	1
平成29年度	16	9	-	0	6	0	24	2	19	1
平成30年度	48	34	-	5	7	0	32	2	20	0

資料：職員課

※注1 子の看護等のための休暇

中学校就学前の子が、負傷又は疾病にかかった際の看護、機能回復訓練（リハビリ）の介助又は健康診断や予防接種等の受診に伴う付き添いのために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年に7日の範囲で休暇をとることができます。

※注2 男性の育児参加休暇

職員の妻の産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）、産後8週間の期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合に、当該期間内において5日の範囲で休暇をとることができます。

※注3 育児時間休暇

生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間の休暇をとることができます。ただし、部分休業と異なり、有給休暇となります。

※注4 育児休業

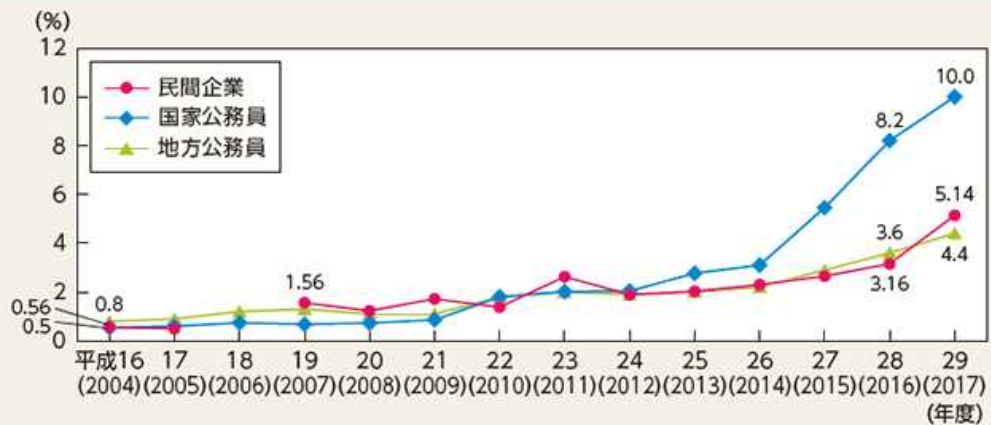
子どもが3歳に達する日までの希望する期間を休業することができます。特別な事情がある場合を除き、当該子につき1回の取得となりますが、1回延長することができます。なお、育児休業の期間は無給です。

※注5 部分休業

子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について30分単位で休暇をとることができます。なお、給与については、部分休業1時間につき勤務時間1時間当たりの給与を減額して支給されます。

【図表39】

I-3-12図 男性の育児休業取得率の推移



- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から23年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

資料：内閣府男女共同参画白書